

母子保健電子カルテシステム（ネウボラかるて）の取り組みについて



府中町子育て応援マスコット
イクフレちゃん

広島県安芸郡府中町

福祉保健部 子育て支援課

1 はじめに（府中町の概要）

府中町は、周囲を広島市に囲まれ、安芸郡の飛び地という全国的にみても特徴のある形態をしている町です。

- 人口 52,935人
- 世帯数 23,720世帯
(令和4年4月1日現在)
- 面積 10.41平方キロメートル
- 出生数 518人
- 出生率 9.7%
(令和3年度)



施策方針の一つとして「広島都市圏で一番の子育てしやすいまち」を掲げ、子育てに関する様々な事業を展開しています。

2-1 事業の概要（概要、目的、事業背景、運用状況）

概要

妊産婦・乳幼児健診や相談記録等の母子保健情報について、紙での管理から電子カルテでの管理に変更し、妊娠届以降の全ての情報をデジタルに管理

目的

母子保健に関する情報の一元化により担当者間・関係部署での迅速で効率的な情報共有を実現し、人的リソースを書類の管理や資料の作成から相談・支援に振り替え、母子保健のサービス向上を図る

事業背景

紙での管理による課題

①事業拡大により紙カルテへの記録件数の増加、紙カルテが保管場所から離れることが多くなり、カルテを探す・収める時間が増大し、保健師の業務が逼迫していた

（参考）・平成30年11月～ ネウボラ事業開始（ひろしま版ネウボラ構築モデル事業（広島県））
対象者全員に、妊娠中に2回・生後9か月時に1回の定期面談を新設
産後ケア事業を開始

・令和2年4月～ 対象者全員に、産後2週時・4週時に定期面談を新設

②産後ケア利用の際は、産後外出が大変な時期に、保護者が来所等で利用申請や利用後アンケートを行う必要があった

③他施設で乳児健康相談を実施する際は、約500人分のカルテの持ち出しが必要で紛失のリスクもあった

④要保護児童対策地域協議会(要対協)部署からの照会時は、電話で母子保健のカルテ情報を共有しており、時間を要していた（令和元年度照会件数：34件）

⑤要対協部署と月1回行うカンファレンス資料の作成（エクセル管理）に時間を要していた

運用状況

令和2年10月～ システム開発（ひろしま版ネウボラ構築モデル事業（広島県））

令和3年4月～ 産後ケア事業のオンライン申請を住民サイト（事前問診システム）で運用開始

令和3年5月～ 妊娠届（令和3年12月生）から業務システム（電子カルテシステム）運用開始

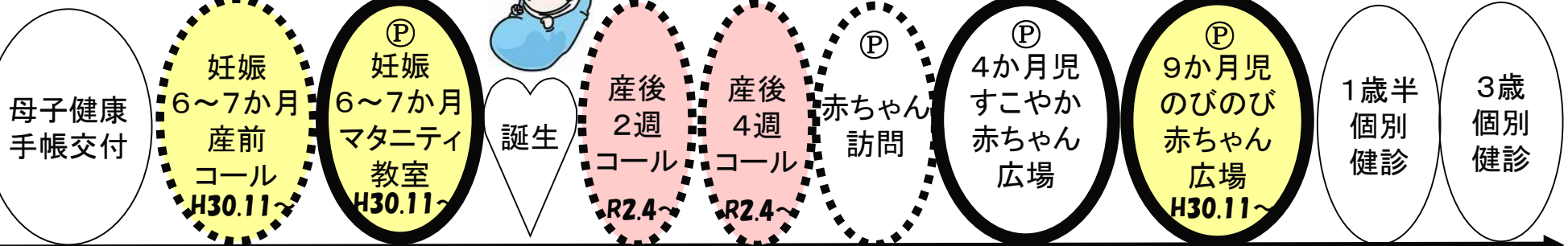
令和7年6月～ 全ての母子保健事業で電子カルテによる運用完了予定（令和3年12月生まれが3歳児健診対象）

2-1 (参考) 令和4年度 ネウボラふちゅう 子育て支援メニュー

(子育て世代包括支援センター)

〔 全 員 対 象 〕

- ・健診受診券交付
- ・子育て支援プラン配布
- ・子育て応援ブック配布
- ・父子手帳
- ・電話による相談支援
- ・助産師のお話
- ・妊婦体操
- ・電話による相談支援
- ・子育て支援プラン配布
- ・産後うつ病予防
- ・ブックスタート



母子保健係 (福寿館)

〔 希 望 者 対 象 〕

妊婦・乳幼児健康相談

- ・身体計測(乳幼児)、保健相談(妊婦、幼児は要予約)、栄養相談(要予約)

パパママ沐浴体験

- ・妊娠16週以降の初産婦 土曜日開催 6回/年

赤ちゃんふれあい体験(中止)

- ・妊娠16週以降の初産婦 保育所委託 15回/年

離乳食教室

- ・4~6か月児
- ・1回/月

歯の教室

- ・1歳半~2歳児
- ・3回/年(6・10・2月)

産前産後サポート事業 H30.9~

- ・妊娠初期~産後1年頃の妊産婦及び家族
- ・保健師等による相談支援
- ・随時

産後ケア事業 H30.11~

- ・産後1年未満の産婦及び乳児 *要件あり *利用料一部負担
- ・宿泊ケア(委託施設)
- ・デイケア(委託施設)
- ・アウトリーチ(利用者宅)
- ・母乳ケア(委託施設、福寿館、利用者宅)

あそびの広場

- ・1歳半~2歳児
- ・保育士によるリズム遊び
- ・幼児発達支援センター職員のお話
- ・1回/月

幼児発達相談

- ・1歳半~小学校入学前
- ・幼児発達支援センター職員による個別相談
- ・12回/年

〔 家 庭 係 (役 場) こ ども 〕

府中町子ども家庭総合支援拠点

- ・妊娠中~18歳未満の子がいる家庭
- ・専門職による相談援助

 : H30年度新設
 : R2年度新設
 : オンラインで実施
 : 電話で実施
 P : プレゼント

2-2 事業概要（ネウボラかるて全体イメージ）

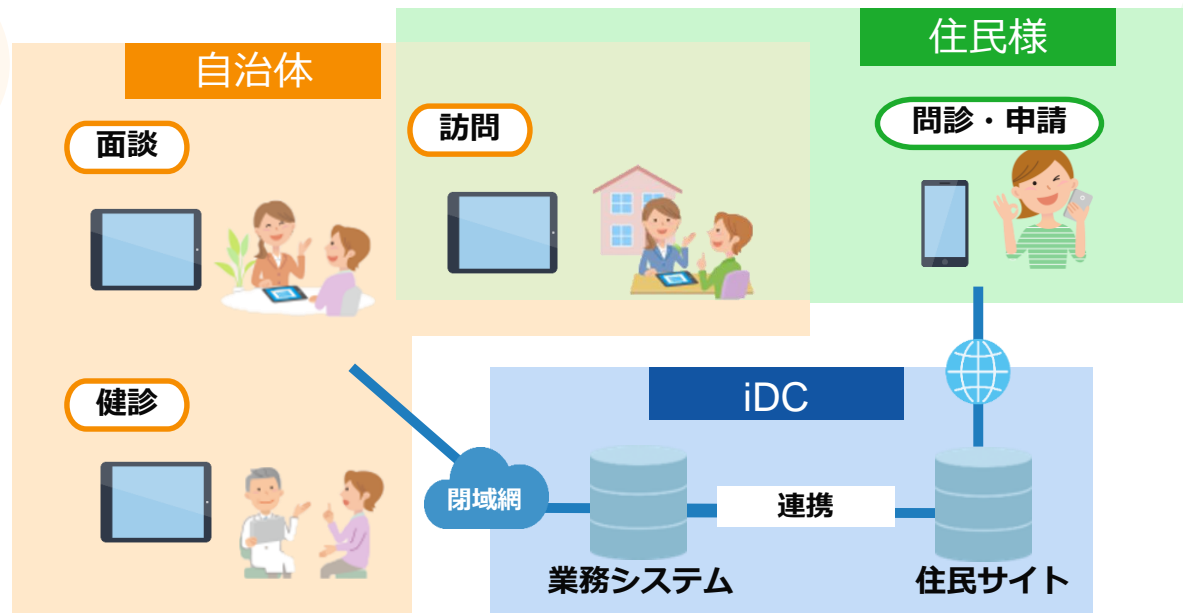
「ネウボラかるて」は、主に3つの要素で構成され、自治体の業務情報と、住民様が登録するWebサイトがシームレスに連携し、母子保健業務を包括的に網羅しています。（ ●運用中 ○令和5年度から集団（対面）事業再開と同時に運用開始予定 ）

業務システム（電子カルテ）

タブレット端末を使用して、訪問先や健診会場等で各種情報を登録・確認するためのシステム（職員の自席PCからも入力可能）
（要対協部署でも閲覧可能）

【業務システムで保有するデータ】

- ① **住基情報**（翌日反映）
- ② **予防接種情報**（他課で入力、翌日反映）
- ③ **母子保健情報：約4,000項目**
 - 相談、教室、訪問記録（入力）
 - 幼児集団健診結果（入力）
 - 産後ケアの申込、利用状況（入力）
 - 妊産婦、乳幼児個別健診結果
（医療機関からの結果票（紙）から入力）
 - 情報提供書（スキャナ読込）
 - 住民サイト問診票データ（取込）
- ④ **要対協情報**（要対協からの情報を元に入力）



インフラ・セキュリティ

業務システム・住民サイトを安全にご利用いただくために必要なインフラやセキュリティ対策

【母子保健情報の提供先システム】

- ① **健康管理システム**
 - マイナポータル連携
 - 国・県への報告集計等で使用
- ② **子供の予防的支援システム**
（デジタル庁実証事業）

住民サイト（事前問診システム）

住民様のスマートフォン・PCより問診回答を登録いただくためのWebサイト

【住民サイトで使用するデータ】

① 問診票

- 妊娠届、転入時アンケート（妊婦用）
- マタニティ教室
- 質問票セット（EPDS）
- 4か月児広場※
- 9か月児広場
- 1.6歳健診※
- 3歳健診※

※健やか親子21問診項目含む

<個人情報の同意>

「記載された内容は、個人情報として妊娠・出産・子育てをサポートするために使用し、目的外には使用しません。」との注意書きを掲載

② 産後ケア

- 利用申請
- 利用後アンケート

3-1 収集したデータの活用方法（広島県「子供の予防的支援構築事業」の事業概要等）

事業の目的

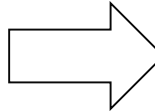
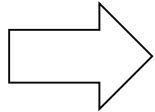
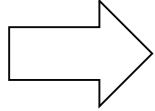
子供の育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し、
予防的な支援を届けることにより、様々なリスクから子供たちを守り、子供たちが心身ともに健やかに育つこと

現 状

I 生まれ育つ環境によって様々なリスクが顕在化
・ 家族形態の多様化，地域の希薄化
・ 児童虐待や不登校などが増加

II 個人情報 を 慎重に管理
・ 市町では各部署，学校が子供の育ちに関する情報を個別に保有している。
・ 要保護児童対策地域協議会でケース登録を行えば個人情報を共有できる。

III ひろしま版ネウボラの構築の推進
・ 定期的な面談，医療機関，幼保など関係機関との連携などによりリスクの早期発見・早期支援を実施



課 題

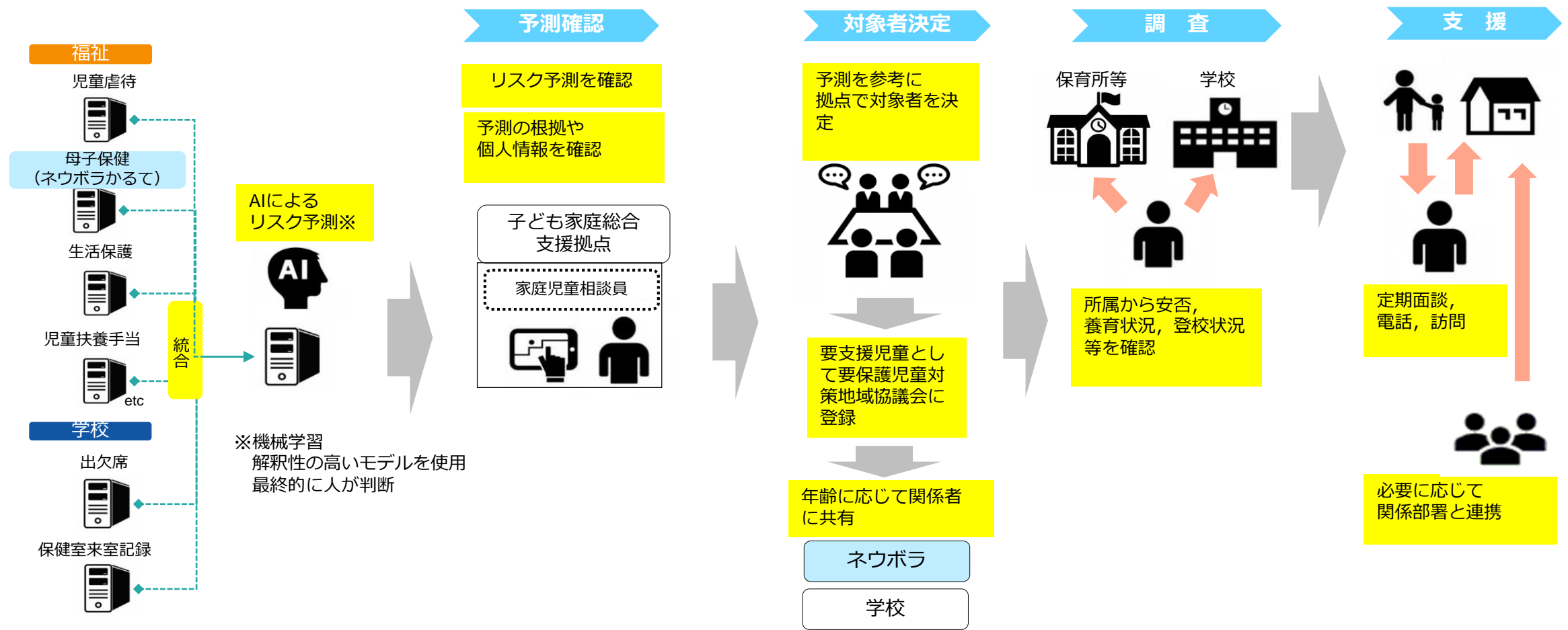
I 支援が手遅れ，問題の長期化
・ 子供たちの様子が見えにくくなっている
・ 問題が重篤化すると，解決に時間がかかり，多くのマンパワーや予算が必要になる

II 行政情報を有効に活用できていない
・ 児童虐待の通告の際，行政サービスの利用状況を確認するのに手間や時間がかかる

III 教育と福祉の連携が不十分
・ 母子保健の情報を就学後に引き継ぐ仕組みがない
・ 就学後は福祉との関りが減少する

3-2 収集したデータの活用方法（予防的な支援までの流れ）

- モデル市町において、福祉や教育などの子供の育ちに関係する様々な情報を統合し、その情報を基にA Iがリスク（児童虐待、長期欠席など）予測を行う
- 統合された情報やA Iのリスク予測結果を参考とし、子ども家庭総合支援拠点で対象者を決定し、要支援児童として要保護児童対策地域協議会に登録後、年齢に応じてネウボラの保健師や学校の教員に情報を共有
- 関係者の調査を踏まえて、予防的な支援を継続的に行う



3-3 収集したデータの活用方法（子供の予防的支援構築事業における個人情報の取扱いに関する整理内容）

令和4年度まで（府中町個人情報保護条例適用）

- （1）要配慮個人情報の目的外利用・収集・外部提供の扱い
府中町個人情報保護条例に基づいて以下の2点を府中町個人情報保護審査会に諮問済み。
 - ・要配慮個人情報を目的外利用することについて（条例第8条第1項第7号）。
 - ・要配慮個人情報を収集すること、及び外部提供することについて（条例第6条第2項、第8条第1項第7号）。
- （2）要配慮個人情報以外の個人情報の目的外利用の扱い
同一実施機関が利用する場合又は他の実施機関、国若しくは他の地方公共団体に提供する場合で、相当な理由があると認めてそれぞれの事務の目的に必要な範囲内において利用し、又は提供するとき（条例第8条第1項第6号）に該当するとして内部で整理。

令和5年度から（個人情報保護法適用）

現在、以下の課題についてデジタル庁と連携して検討中

- （1）令和4年度までに取得したデータを利用目的以外の目的のために利用提供する場合の扱い
 - ・恒常的な利用として個情法に基づく「利用目的の変更」（法61条3項）
 - ・臨時的な利用として個情法に基づく「目的外利用」（法69条2項）
- （2）令和5年度以降新たに取得したデータを利用目的以外の目的のために利用提供する場合の扱い
利用目的の明示方法、明示内容など

4 ネウボラかるて事業の成果と課題

成果

- ①業務の効率化によりネウボラでの切れ目のない相談支援の充実
 - ・カルテ整理、実績集計、カンファレンス資料作成、要対協との情報共有にかかる時間が短縮され、保健師の相談業務時間が確保できる
 - ・同一世帯のきょうだいの母子保健情報が瞬時にわかり、それまでの相談経緯を踏まえた支援ができる
- ②カルテの安全な運搬、保管場所の削減、災害対策
 - ・様々なセキュリティ対策を講じることで、タブレットの持ち出しのみでカルテ情報へ安全にアクセスできる
 - ・電子化されたカルテ保管場所が不要となり、自然災害等によるデータ消失も防ぐことができる
- ③保護者の負担軽減
 - ・保護者のスマホ等から産後ケアのオンライン申請ができるようになり、利便性が向上した
 - ・集団事業再開時には、問診票の持参が不要となり、相談支援の事前準備が可能となる

課題

- ①医療機関
 - ・妊産婦、乳児健診結果（紙）は、国保連を通しての請求のため、約2か月後に町に結果票が届き、それから町で入力するため電子化されるまでにタイムラグがある
 - ・電子入力となると医療機関の負担が増える
- ②自治体
 - ・電子カルテでの操作や運用に慣れるまでに時間と労力がかかる
 - ・電子化に関しては、システム、OCR、RPA等の導入が想定されるが、費用が高く、出生数の少ない自治体にとっては、費用対効果が低い
- ③政府レベル
 - ・国や県への統計報告、健やか親子21等報告が必要なデータについて、統一システムから抽出できるとデータ収集がスピーディーになり、自治体の負担軽減となる
 - ・統一システムがあると転出入の際、母子保健情報が引き継がれ、切れ目のない支援ができる

5 おわりに

母子保健情報の電子化により、子育て家庭、医療機関、自治体が、
安全に、便利につながることで
全国どこでも切れ目なく、安心して妊娠・出産・子育てができますように☆

